

## パートタイム・有期雇用労働法第13条第3号の規程例 (3パターン)

第〇条 契約社員又はパートタイム労働者のうち次の要件を満たす者は、正社員登用試験を受験することができる。

- (1) 勤続〇年以上であること
- (2) フルタイム勤務ができること
- (3) 正社員への転換を希望していること
- (4) 直近〇回の人事評価が、すべて〇以上であること
- (5) 直属上司の推薦があること

2 正社員登用試験の内容は以下の通りとする。

- (1) 一般常識に関する筆記試験
- (2) 業務に関連する知識を問う筆記試験
- (3) 役員による面接試験

3 転換時期は毎年4月1日とする。

第〇条 正社員への登用基準は、以下の通りとする。

- (1) 〇等級に通算で〇期以上在籍していること
- (2) パートタイム労働者本人が正社員への登用を希望していること
- (3) 正社員採用と同様の面接・適性検査・筆記試験に合格すること
- (4) 直近2期の人事考課の総合評価が〇以上であること
- (5) 人事部長の推薦があること

2 転換時期は年1回とするほか、正社員の配置が必要となったときに随時実施する。

第〇条 正社員へ転換できる者は、以下の基準要件を満たす者とする。

- (1) 勤続〇年以上
- (2) 人事考課が直近2年間で〇以上
- (3) 〇〇（国家資格・公的資格）の有資格者であること
- (4) 所属長の推薦があること

2 申請はあくまでも本人の希望で行うものとし、申請書を作成し、所属長に提出する。

3 本人からの申請書と所属長の推薦書に基づき、小論文と役員面接試験を実施し、社長が決定する。

4 転換時期は年1回とする。